

専門委員会の設置について

利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する 専門委員会の設置(案)

令和※年※月※日
情報通信行政・郵政行政審議会
市場検証委員会決定第※号

本市場検証委員会に、電気通信事業法第二十七条の三の規定に基づき講じられる措置の実施状況、同条第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定又は同条第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定若しくは改廃に関するもの等について調査を行うため、次の専門委員会を設置する。

一 名称

利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する

専門委員会

二 構成

- 1 主任を長とし、本市場検証委員会の主査の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主任は、委員、臨時委員又は専門委員の中から本市場検証委員会の主査が指名する。
- 3 専門委員会には、主任を補佐して調査の進行を助けるために主任代理をおく。
- 4 主任代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主任が指名する。
- 5 主任に事故があるときは、主任代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主任は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席、説明又は文書等資料の提出を求めることができる。
- 2 その他専門委員会の運営に関し必要な事項は、主任が専門委員会に諮り定めることができる。

モバイル市場における過度な利益提供や行き過ぎた囲い込み行為に対する規制 (参考)

2019年以前のモバイル市場

1. 「同一サービス同一料金」ではないため、利用者が料金プランを正確に理解できず、通信サービスを比較しにくい。

(例：端末購入の有無や端末の種類によって、通信料金割引の有無や程度が異なる 等)

弊害

- ✓ 利用者は、料金プランを正確に理解できないため、**自らのニーズに沿って合理的な選択をすることができない。**
- ✓ 端末の購入や買い替えを頻繁に行う一部の者のみが恩恵を受けており、**利用者間の不公平**が存在する。

2. 人気端末の購入や乗換えに対する過度な利益提供を通じて、利用者を誘因

(例：高額なキャッシュバック、0円端末 等)

弊害

- ✓ 通信料金の収入を原資として過度に割引等する競争慣行が続くと、**通信料金が高止まり**したままとなる。
- ✓ 資金調達力がなく同様の販売手法をとることができない**新規参入者やMVNOが不利。**

3. 通信契約により、獲得した利用者を過度に囲い込む

(例：高額な違約金、「2年/4年縛り」等)



弊害

- ✓ 利用者に乗換えを躊躇させることで、**事業者の通信サービス面での競争が縮減**する。

規律の導入：電気通信事業法第27条の3

規律対象の事業者（MNO 4社とその特定関係法人※1）が自社の利用者と通信サービスや端末購入等の契約を締結する際、以下の規律（法・省令・運用ガイドライン）を適用。

1. 通信料金と端末代金の完全分離

→通信サービス単体での比較・競争を促進

- ① 端末の購入等や新規契約を条件とする通信料金割引は禁止。
- ② 端末の購入等や新規契約を条件として、利用者に利益提供する際、以下の事項について制限。
 - ✓ 継続利用を条件とする利益提供は禁止。
 - ✓ 端末の購入等を条件とする利益提供は原則上限4万円（税抜）※2（例外：廉価端末、不良在庫端末、ミリ波対応端末 等）
 - ✓ 新規契約を条件とする利益提供は上限2万円（税抜）

利益提供の主な類型

- 端末代金の値引き
- キャッシュバック、ポイント、商品券等の経済的利益
- 他のサービス・商品の割引や無償提供
- 市場価格を超える額での買取

2. 行き過ぎた囲い込み行為の禁止

→利用者の自由な事業者間乗換えを促進

契約の解除を不当に妨げる提供条件のある契約の締結を禁止。

- ✓ 解約時の違約金は上限1000円（税抜）
- ✓ 契約で拘束できる期間は2年まで
- ✓ 契約の継続期間に応じた利益提供の上限を規定 等

※1 移動電気通信役務の契約数シェアが4%（2019年施行当初は0.7%）を超える独立系MVNOも対象であるが、2025年現在は該当なし。

※2 2019年施行当初は、端末の購入等及び通信サービスの利用を条件とする利益提供の上限が2万円（税抜）